

奈良県告示第二百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十
十条第一項の規定に基づき、奈良市から大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画
）道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準
用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進
局まちづくり連携推進課県土利用政策室において縦覧に供する。

令和四年十二月十三日

奈良県知事 荒井正吾